

令和5年3月31日

川西市総務部職員課

川西市職員の懲戒処分等について

令和5年3月31日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となったこれらの職員は、その所管する行政不服審査会又は情報公開審査会に諮問した案件を、審査途中で長期間にわたり放置し、処理完了までに時間を要した。

また、行政不服審査会及び個人情報保護審議会委員の任期満了を迎えるに当たり、次期委員の更新事務を怠った。

これらの事案は、請求人に多大なる迷惑をかけた事案であった。

更に、主査級職員にあっては、郵送にて受け付けた審査請求書を、ファイリングロッカー内に放置し、その処理を怠ったほか、決裁を経て相手方に送達すべきであった公文書等を、適切に送達せず個人の机に保管した。

これらのことは、その職の信用を傷つける行為であった。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部 (現：総合政策部)	副部長級 (現：会計年度任用職員)	60歳代 (男性)	R5.3.31	減給1箇月 (給料月額10分の1)
総務部 (現：総合政策部)	課長級	50歳代 (男性)	R5.3.31	減給1箇月 (給料月額10分の1)
総務部	主査級	30歳代 (男性)	R5.3.31	減給3箇月 (給料月額10分の1)

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部	部長級	50歳代 (男性)	R5.3.31	厳重注意 (管理監督責任)
総務部 (現：総合政策部)	課長補佐級	50歳代 (男性)	R5.3.31	厳重注意

【問い合わせ先】

総務部職員課

電話 072-740-1142